

「侍り」をとらうしてみた

八代集詞書の立場

重 見 一 行

はじめに

勅撰集の詞書における敬語の問題を解くことは、勅撰集というものの性格を明らかにする上において、大切なことと思う。その中でも「侍り」の語法をめぐっての問題は、詞書が一人称（作者）で書かれているか、三人称（作者以外）で書かれているかというようなことをめぐって問題となつて来たようである。しかし、この「侍り」の国語学的位置がいまだにはっきりしていないために、文学の場で単純に考えるわけにはゆかなくなっている。

普通高等学校の文法では、「侍り」は丁寧の敬語としてゐる。私達は生徒に対して、尊敬・謙譲とつねに並べて「話手の聞き手に対する丁寧の気持を現わす」(1)と言っている。この春行なつた授業の新古今集詞書について、作者の勅撰下命者への丁寧、と単純にわりきつて説明しておいた。しかし、十分考えていないという不安の念をそ

の教材が終わるまで持ちつづけなくてはならないこととなり、夏休みにはいっていくらか余裕のできたとき、この問題について考えてみた結果がこの小論である。

一

「侍り」の働きについて、その当否は別として、体系的に最も明確に説明を与えられたのは時枝誠記氏と思う。氏の『国語学原論』及び『日本文法文語篇』に見られる「侍り」の定義は、これを「給ふ」「奉る」などとはまったく区別することであつた。敬語の働きを二つに分け、「給ふ」のような詞に属するもの（氏の考えによる）を「言語の素材の表現に現われた敬語法」(2)とされ、「侍り」のような辞に属するもの（詞としての働きも認められている）を「言語の主体的表現に現われた敬語法」とされ、

敬辞法は明かに話手の聞き手に対する敬譲の表現である。これに反

して詞に関する敬語は話手の敬讓の表現といはんよりは、素材の上下尊卑の關係の認識であり、話手のわきまへの表現であるから、実は敬意そのものの表現といふには遠いものである。常識的用法としては、何れをも敬語或は丁寧な物いひといつてゐるが、それは敬讓の対象について、その上下尊卑を識別する主体的立場に於いて兩者共通だからである。私の識別したいことは、兩者の言語的相違についてである。一は事物のありかたを表し、他は聴手に対する敬讓を表現するものであつて、この表現性の相違は又言語としての本質上の相違を示すのであつて、一つは詞に屬し、他は辭に屬する所以である。」(3)

と云つておられる。言語過程説よりするこの説明は実に明快であつて、「侍り」が平安朝初中期に、会話乃至それに準ずる文にしか表われないという実状においては、正しい定義であるように思われる。しかし、時代が下つて、徒然草に見られるような、いわば地の文における「侍り」をどう考えるかといふことになる、問題は簡單ではない。徒然草について時枝氏は「この『侍り』は時代が下るに従つて对人的敬語の意味が失なわれて、一種雅語的用法のものと考えられるやうになつて来た」(4)と云つておられる。たしかに雅語的な面はあるので、たとへば

そのことに候ふ。目くるめき枝危ふきはどは、おのれが恐れはべれば申さず。過ちはやすき所になりて、必ずつかまつる事に候ふ。(百九段)

の「侍れ」と「候ふ」の使用法をくらべて見るとき、「侍り」に待遇表現の少さを見るのである。しかし、やはり森重敏氏の言われるやうに(5)單純に「あり」でおきかえるわけにゆかない表現を見るの

である。時枝氏のこのような考え方は、言語過程説によるものといへ、詞と辭の働きをすどく區別しようとした所にあるので、「侍り」にも「給ふ」などと共通の敬語的性質のあることを聞却するわけにはゆかないと思う。

「侍り」がもと詞としてどういふ働きを持っていたか、その源について私はよく知らない。しかし、おそらく「さぶらふ」とはまったくちがった働きのものだったと私は思う。私の予想によれば、語尾が「り」となる言葉、「り」「たり」「なり」「けり」「めり」「侍り」「あり」「をり」などは、すべて物事の存在を表現する言葉であると思われる。「たり」「けり」「なり」などが、すでに、「あり」と何等かの言葉が結合してきたと推定されているとおり、これらは事物の現在を中心として存在する状態を説明表現する言葉のように思われる。ラ行音の持つ性格がそうさせたのかどうかわからないが、現実にはそうなっている。ところが「さぶらふ」はウ段で終っているとおり、普通の動詞と同じように動作を説明する語なのである。こういう存在表現の性格の故に、ある場面の上下關係(例えば話者と聴者)の規定を表現する言葉として、「あり」と対になって日常用いられてきたのではあるまいか。石坂正藏氏の研究によれば(6)古代においても、ある人間の動作存在が他のある人間の勢力の支配下にあるように考えて、その人との被支配關係において表現する待遇の意を持って用いられたことがわかる。そこで、このような考え方から、「侍り」の働きを時枝氏の言われる陳述表現にのみ限定せず、従つて「『侍り』は話手の自ら謙み深くへり下る態度に基く絶対謙称に近い表現であつた。ここにおいて主体

の敬意が問題になるとすれば、それは寧ろ漠然と何かしら大きなものに向けられているとでも言はなければならぬ」という阪倉篤義氏の考え(7)をもこえて、「『侍り』は公と私との対立意識に基づく敬語である」という森重敏氏の論(8)まで持ってくるのが可能であるように思われる。このように考えることによって、「給ふ」や「奉る」と同じように、原則的には三人称的文章に用いられる可能性があるという結論をみちびき出すことができるように思う。

ところが、古今集時代の文獻に見えるこの語の使用法は、会話・消息のような一人称的文章のみ見出される。そこから、「少くとも平安初中期においては『侍り』は純粹に口語の世界に使用された言葉である。」とか、「(古今集の詞書が)一人称であるといふことにより『侍り』の使用の可能性がひらけるのである。」(9)というような結論も出てくるのであるが、私は、この問題を次のように解決することができると思う。たとえば「奉る」という言葉が補助動詞的に、とくに地の文に用いられているような場合、私は「作者がAをBに対して卑下させている。」というように生徒に言っているが、用法の中にはBに対する敬意がAとは関係なく作者自身の気持ちから発していると考えなければならぬような場合がかなりある。

左大臣は御年も若く、さへもことのほかに劣りたまへるによりて、右大臣御ぼえことの外におはしましたるに、左大臣やすからずおぼしたる程に、さるべきにやおはしけむ、右大臣の御為に、よからぬ事いできて、昌泰四年正月二十五日太宰権帥になし奉りてながされ給ふ(大鏡)

つまり、この言葉は敬意を受ける方が明確に浮かび上って、敬意を表明する側がほけているのである。「給ふ」という言葉もまた、と

くに地の文に用いられた場合私は「作者のBに対する尊敬」と言っているが、これもまた「作者がAにBの行為を尊敬させている」と言い表わさなければならぬ場合もある。

竹取物語の「給ふ」は人物相互の上下を示すに用いられているように思われる——石作皇子の話には「給ふ」が用いてない。

従って、この場合も敬意を受ける方は明確であるが、敬意を表わす側はほけているのである。ところが、森重敏氏が「敬称」に対する「敬称」といわれているように、「侍り」という語は反対に敬意を表明する側がはっきりして、敬意を受ける側がはっきりしない語なのである。ここに、敬意を表明する側を強く意識する会話や消息に「侍り」が用いられる理由があるように思われる。更に、先の「奉る」や「給ふ」の場合私は「作者が」と言ったが、「作者」という事を問題にする時、すれはすでに一人称の文として私達は考えているといわなければならないのであり、反対に、会話文のようなものでも話者自身の行為が述べられていなかったら、原則的には三人称の文と見てさしつかえないということを指摘できる。つまり、一人称、三人称ということは区別できないのであって、三人称の文を書くつもりでも、作者が読者との相対において、自己を強く意識すれば、一人称のような文章となってしまうのである。紫式部日記などで問題にされているような、地の文に「侍り」が用いられているというような疑問も、このような点から考えるべきではあるまいか。

さて、右のような考え方に立つ時古今集の詞書はどう考えることができるだろうか。

まず、この「侍り」という謙称の表明者は誰か、換言すれば、古今集の詞書は一人称か三人称かという問題について考えてみる。

古今集の詞書が、とくに後撰集のそれとくらべて、非常に整備されている感じを受ける事は、すでに江戸時代の人も指摘した所で、詞書の立場が一人称か三人称かのいずれかの立場で統一されているだろうと考えることは、理解しやすいことである。先に引用したような奥村氏の考えは、この統一性という予想の上に時枝氏の文法観の上立ち、一人称で書かれていると感じられる詞書がほとんどであるという事実の上に立つてのものである。時枝氏の考えについてはすでに述べた。更に一人称で書かれたものと、感じられるという点について、その後の阿部秋生氏の見解がある(四)。要約すると、どうしても一人称と考えなければならぬ詞書はなく、三人称と考えなければならぬ詞書があることよって三人称と考えるべきだと言われるのである。ついでながら言うと、所謂尊敬語の使用からおして天皇に近い立場をとった撰者による詞書だと言っておられる。以上のようにあるからして、一人称で統一されているという考え方は否定されてよからうかと思う。

それでは、三人称説に積極的な材料があるであろうか。たしかに一人称であるとしなければ解し得ない詞書は一つもないのに対して、三人称であるとしなければならぬものは幾つかある。

705 藤原敏行朝臣のなりひらの朝臣の家なりける女をあひしりて、ふみつかはせりけることばに、いままうでく、雨のふりけるをなむわづらひ侍るといへりけるをきよて、かの女にかはりてよめり

ける

在原業平朝臣

諸本だいたい一致しており、詞書と作者名がまったく無関係であるかのように重複しているのである。この他、作者名が詞書の中に現われて作者記入の場所には記名がないのも幾つかある。ところで、この問題を「侍り」についてみるに、次のような一つの考えができるように思う。古今集の「侍り」をよく見ると、所謂純粹な補助動詞的用法はほとんどないと言えるように思う(諸本異同があるが、その共通部分のみを取り出してみる時)。いわば、時枝氏の言われる零記号的用法(判断辞的用法)がほとんどないということ、古今集の「侍り」の未発達というふうに考えることもできるかもしれないが、竹取物語と同じ頃にできたものとするばそうも考えられない(いま、竹取物語について純粹に動詞について「侍り」を見てみると、全体の「侍り」の¹⁵/₃₅で、43%に相当する(四))。とくにここで問題にしたいのは、後の勅撰集ではしばしば出てくる所の、最後が「——を読み侍る」となっている形である。古今集の伝本研究については、久曾神昇氏などの精力的な御研究があり、相当に見通されているが、現存の写本は複雑に入りこんでたしかな系統をたてるのはむづかしいという現状のようである。従って数字に問題はあがるが、完本では清輔本(前田家藏保元二年本)が一番少なくて一ヶ所、雅經本(崇徳院御本)が一番多くて六ヶ所である。清輔本のものは高野切にないということ、現在まで言われている清輔本の系統を考えれば、最初は一つかあるいはまったく無かったのではないかとと思う。何故私がこの形を問題にするかと言えば、このような動きの「侍り」こそが最も話者の敬意を表明するものと思うからである。これがないということは、先の判断辞的「侍り」が少ないことと

ともに一人称の文章でないという結論をみちびき出すに役立つからである(先の竹取物語の補助動詞的用法15のうち、14までが文の終わりに用いられている)。「侍り」の使用については、千載集などのように、伝統意識を持たない古今集については、このように考えてもよいのではなからうか。ただ「詠み侍る」と連体形になるということなどで問題はあり、絶対的とは言えないことはもちろんである。しかし、数量的に考える事で十分意味はあると思う。従って、古今集の詞書は三人称、換言すれば撰者が書いたものとしての表現だと言つてよからうと思う。

しかし、このように結論してみながらも、私達がなげなく古今集を読んでゆく時、ややもすれば一人称という感じをうけるのはどういうことであらうか。

をのといふ所にすみ侍ける時、紅葉をみてよめる づらゆき

299 秋の山紅葉をぬさとたむくれはすむわれさへぞ旅ごちする

これなどは、作者が撰者でもあり、一人称と考えておかしくないのである。この問題について私は次のように考える。

先に「侍り」の働きの所で述べたように、一人称、三人称という言い方は抽象的には区別できても、具体的場においてはかならずしもはっきり区別できないものである。一体、このような文章の区別の仕方は、いつも主語をはっきりと表面に出してくる西洋の文章を土台とした文法学に成立したものであって、古い日本では、西洋で言うような主語述語の概念などはっきり意識されていなかったと考えられる。このことは、江戸時代以来の国語学史を整理された時枝氏などの述べておられる所である。そこで、原材料を持って歌集の詞書を撰者が作成したと仮定してみる時、主述ということをはっきり

り意識しない撰者達の書き方が、私達のような西洋式文法でわりきろうとする者に対してははっきりしない感じを与えるのは当然だとは言えないだらうか。たとえば原材料にすでに詞書めいたもののある歌を得た場合、その詞書の人称の不明瞭さにひかれて結果として一人称的になってしまうとか、作者の作歌動機をよく知っていて、ついその作者に近い気持で表現した場合(先の貫之の歌の場合など)があつたのではなからうか。

さて、この人称の問題に関連して、誰に対して「侍り」という謙称がなされたかということがもう一つ問題になる。すでに指摘されているように、撰集するにあたって敬語表現がつけくわえられた(例えば伊勢物語と古今集)ことのわかるものがあるのだから、無意識的使用とは考えられない。もちろん、すでに常識的に、撰集下命者に対してという見方がおこなわれており、この考えはおそらく動くまいと思われるのであるが、奥村氏のように「特定の闘手を考慮に入れていない、つまり説者一般を予想している」というような考え方もあるので、私なりに「侍り」を通して確認してみようと思ふ。

「侍り」の古代的用法として、被支配者待遇意識があると石坂氏が述べられて以来、この考え方は一般的で、先述のような絶対謙称などというのもこの線にそった考え方であるように思われる。公に對する私の謙称というのもまたこの考えの発展であらう。これらの考え方は、その論の材料とされたものの時代によって多少の考えの相異はあるが、なにか偉大なものに対する謙讓ということと一致している。それは、先に述べたような「侍り」の持つ「被謙称者の非限定」という性質の説明と見ることもできるのである。この故に、古

今集の詞書についてのいろいろな考え方も可能なのではないか。

しかし、ここでよく考えてみなければならぬことは、古今集という国家的事業の場で、しかも平安初期という政体の場では撰者達の謙称はおのずから限定して考えられてくるということである。実際に詞書を見てゆくと、そこに現われる敬語表現が天皇及びそれに準ずる人に限定されているのを見出すのであり、また、仮名序の敬語が天皇のみを敬意の対象としていることや、表現のきおった様子を考える時、「侍り」の対象はやはり撰集下令者であったと言ふべきであらうと思われるのである。「おほやけ」とは、その当時の用い方どおりに天皇を指していたと考えるべきだと思われるのである。

ところで、これで敬意の問題がかたずいたかというところ、いろいろの問題が残っている。その一、二をあげてみる。

61 やよいにうるふ月ありけるに、

854 これたかのみこのちの侍りけるときに

一方では「侍り」が用いられ他方では用いられていない。私達の文法観から考える時、どうも不統一である。いま、諸本共通する「侍り」に限ってどのような語に接続するかについて表を作ってみると、

語	に侍りて侍り	こもり侍り	すみ侍り	の侍り	ず侍り	計
数	15	14	3	3	1	1
						57

同じ「に侍り」でも「山でらに侍りける」から「あふみのすけに侍りける」まで、全部一語にして表を作ってみたわけであるが、これで見ると、私達の文法観とは関係なく、きわめて習慣的に用いられていることがわかる。さらに、所々にまったく敬語表現をもたない

詞書を見る時、私の国語学的知識がたりないからかもしれないが、どうも敬語の使用が恣意的であり、敬意という意味で不統一があるように思われる。切継の過程においてなったのか、歌の排列ほどに「敬意」に注意をはらわなかったと言ふことなのか、私としては後の考えを取りたいが、速断しかねる所である。

三

さて、古今集の詞書が以上のように推定できたとして、それ以後の集の詞書はどうであろうか。新古今集をのぞいて、十分な本文研究の行なわれていない段階であり、私自身もこれらの詞書について現在十分考えていないので、二、三の事実をもとにして全体としての私の推定を述べるにとどめておこうと思う。

次の表は、八代集抄本によって「侍り」の使用度数を調べてみたものである。

	(3)「 侍り」 を 読む 数	(2)「 侍り」 の 数	(1)「 侍り」 の 数	(1)歌 数	
古今	6%	3	4%	48	1100
後撰	1%	6	35%	492	1426
拾遺	11%	53	35%	468	1351
後拾遺	25%	226	73%	891	1220
金葉	6%	5	11%	79	711
詞華	4%	6	36%	147	411
千載	38%	218	45%	574	1285
新古今	24%	139	29%	575	1979

以下これを中心としながら考えを述べてみよう。

○後撰集について

この表でわかるように、「侍り」の使用が急にふえている。これは詞書の長いことによると解してよからうと思う。後撰集の詞書が未整理であるとか、物語性があるなどと言われていることと関係しているのである。ところが、古今集と同じように「——を讀み侍る」の形が非常に少ないことはやはり問題にしてよい所だろうと思う。先にも述べたように、文末の用法がかならずしも人称と関連しているとは言えないが、(153)の詞書はその例)、教的に非常に少ないということにおいて、全体的には三人称の文体だと考える材料としてよいのではなからうか。古今集の後まもなく撰ばれたものとして、古今集の詞書の気分も理解できたであろうし、全体的にみて後撰集の詞書は、古今集に準じて考えてよからうかと思う。

○拾遺集について

古今集の成立からすでに百年あまりを経過しており、「侍り」の伝統的使用ということを考えてもよいような気がする。端的に言えば、「侍り」の役割についての意識がうすらいできたのではないかと思われる。表の数の増加がそのように受け取れる。この集の場合ももちろん三人称的文と考えなければならぬものは幾つかある。

○後拾遺集について

この集が八代集中一番「侍り」の使用数が多い。また「——を讀み侍る」の形も一番多い。これはもちろん、後撰集について詞書の長いものが多いということにもよると思われるが、詞書の未整理にも関係しているようである。

782 清家が、父の供にあはの国に下りて侍ける時、かのくにの女

に物いひわたり侍けり、父、津の国になりうつりて、まかりのほりければ、女たよりにつけてつかはしける。

これらは、明らかに三人称の詞書であるが、一人称の文と考えなければならぬものがある。桂宮本能因集は、本の解説によると自撰集だろうとされているが、この本の詞書と後拾遺集の詞書がほとんど同じであるところから、おそらく後拾遺集の能因の歌は、この私家集から幾つかとったろうと、上野理氏は言われる⁽²⁾。実際に現在残っているような形の家集からとったものかどうかは別として、家集・勅撰集同じ詞書をもち、どちらも「侍り」はおろか他の敬語表現もまったくないのである。つまり、後拾遺集の撰者は原材料からまったく表現をかえることなしに詞書を持ってきたと言えそうなのである。いわば、この部分の後拾遺集の詞書は一人称なのである。更に言えば、八代集抄本が奏賢本とはまったく異なった手控え的なものだったという説はないし、いろいろな挿話を残しているにもかかわらずこのような点で非難された話を聞かないから、撰者も周囲の人々もこの詞書の敬語表現ということに対しては注意深くなかったとも言えるのではあるまいか。この点は古今集でも予想したことであるが、非常な数の「侍り」の使用にもかかわらずこういう状態であるということが、この集の特色である。

○千載集について

歌数に対する割合から言って、後拾遺について「侍り」が多く、序が撰者の立場をはっきりとうち出していることなどから、また撰者の伝統意識から考えて、整頓された詞書を想起するのであるが、事実はそうではない。「侍り」のまったく使用されていないのがあるのはそれまでの撰集と同じであるが、「——を讀み侍る」の使用

割合が一番多いにもかかわらず、はなはだ不合理に使用されている
のを見出す。いま賀歌の部についてみると、

あり なし あり なし
605 ~ 615 616 ~ 617 618 ~ 629 630 ~ 639
となつてゐる。616、617は後に組み入れられたと仮定してみると、

あり なし
605 ~ 629と630 ~ 639に分けることができ、編集の途中、後からつ
け加えられたものが、この表現をつけ加えるのを忘れたとも見られ
るのである。もちろん、「——を読み侍り」の形が当時生存してい
たような人の歌に多い所から、別な考えもできるのであるが、いず
れにしても、不統一ということはまぬがれまいと思われる。別の考
えというのは、生存者達の歌の詞書にこの形が多いということはこ
の文章が一人称的なものであるという推定を可能にさせるといふこ
とである。

○新古今集について

ここでも、天皇の歌をのぞいても、明らかに三人称で書かれてい
るものがある。

1295 たのむる事侍ける女、わづらふ事侍りけるがおこたりて、
久我内大臣のもとに遣しける。 よみ人しらす

しかし、一人称と考えるべきものもあるようである。いな、紫式
部集との関係を考えてみる。桂宮本の解説によると、諸本同一原本
から出たと考えられるということである。ところで、これが自撰本か
どうかはわからないが、詞書は一人称的表現である。八代集の中で
は千載集と新古今集が式部の歌を多くとっているが、千載集は詞書
から見てこの家集とは関係がないように思われる。新古今集の場
合、この家集の詞書と同じか、家集の詞書をつづめたらしいものが

見える。今、左に大観本と並記してみる。

家 215a 早うより童友だちなりし人に年頃経て行きあひたりける
がほのかにて十月十日の程月にきほひて帰りにければ

新 145b はやくよりわらは友だちに侍ける人の、年比へてゆきあひ
たる、ほのかにて、七月十日ごろ月にきほひて帰侍ければ

家 215c 賀茂に詣てたるに子規なかむといふ曙に片岡の梢をかし
う見えけり

新 12 賀茂にまうで侍けるに、人の、「郭公なかなん」と申け
るあけほの、かたをかのかずゑをかしく見え侍ければ

これで見ると、家集の一人称的詞書にそのまま「侍り」をくわえた
形になっている。いわば、勅撰集の中においても、これらの歌は一
人称と言えようかと思ふのである。

ところで、新古今集で最も問題になるのは

135 ひとよせ、忍びて大内の花見にまかりて侍しに、庭にちりて
侍し花を、硯のふたにいでて、撰政のもとにつかはし侍し

太上天皇

のかたちである。後藤重郎氏の指摘されるように例、序の書様から
考えてこの集は天皇親撰の形式となっており、詞書や作者名の書様
もその立場で記されている（これには、撰集の過程から見ると問題は
ある）。このような所から、この「侍り」は、一般的に考えられて
いるように、いわば抽象的「おほやけ」に対する後鳥羽院個人（わ
たくし）の謙称であると「応言えると思われる。古今伝統を強く意
識し、千載集を近くに持っているということにおいて、この考えは
正しいと思う。しかし、私がふれてみたいことは、たしかに表面的
には伝統的使用としての「侍り」であったとしても、その故にかえ

つて撰集下令者への謙称ということがぼけて、当時の説者に与えたものは、それら説者に対する院の謙称という感じを含んでいたのではないかということである。古今集の時代に、天皇親撰が行なわれたとして、この新古今と同じ表現がとられたかどうかは疑問であらうと思うのである。結果として見取ることができるのは、私願寺を建て私園をむさぼった平安末期の天皇や院の態度に見える、私人化による「わたくし」の表現が、この「侍り」の使用につながっているということであるように思われる。次に例示するような混乱は撰集の中途におけるものであると同時に、このようなことと関係しているかもしれない。

163 飛香舎にて、藤花宴侍けるに 延喜御歌

164 天曆四年三月十四日、藤壺にわたらせ給ふて、花をしませ給けるに 天曆御歌

621 うへのをのことも、菊あはせし侍りけるついでに 天曆御歌

707 みつき物ゆるされて、国とめるを御覧じて 仁徳天皇御歌

四

以上が私の得た概観である。多分に私の研究不足の面——とくに本文研究——もあらうかと思う。しかし、だいたいの考えはまちがっていないと思う。ここで、もう一度八代集を通じて言えることをまとめてみると、

1、だいたいは三人称の立場がとられた。しかし、人称の意識はほとんどなかった。

2、「侍り」の語の敬意の相互関係は、撰者の位置の撰集下令者に対するものである。

3、時代がくだるにつれて一人称的表現も多くなった。

4、敬意の対象も時代がくだるにつれてぼけてきた(千載集のぞく)。

5、全体として、詞書の書様ということとはあまり重要視されなかつた。

というようなことが推定できると思われる。

(注)

(1) 「簡約文語文法」(日栄社編)

(2) 国語学原論

(3) 日本文法文語篇

(4) つれづれ草の「侍り」をめぐって、女子大国文8号

(5) 敬語史論攷(原本を読む機会なく、阪倉氏よりのまごびき)

(6) 「侍り」の性格、国語国文学21巻10号

(7) 前掲論文

(8) 古今集の詞書の考察 国語国文26巻4号 奥村恒哉氏

(9) 勅撰和歌集の詞書の立場、国文学29号

(10) 竹取物語総索引、山田忠雄

(11) 後拾遺集の資料になった和泉式部集、平安朝文学研究7号

(12) 勅撰和歌集序に関する一考察、名古屋大学研究論集文学10

(廣島市立基町高等学校教諭)